

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年11月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	高田 重明	丸亀市飯野町東分805番地	平成21年7月26日